

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

(A-1型 レジ・導入型)

メーカー並びに対象製品型番の登録について

公募要領

軽減税率対策補助金事務局

平成 29 年 9 月 15 日

## ■趣旨

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助事業（以下、「本事業」という）では、中小企業・小規模事業者等の複数税率対応レジ（以下、「補助対象」という）の導入を支援するにあたり、補助対象製品が複数税率対応レジとしての基準を満たしていることを確認し、中小企業・小規模事業者等が安心して補助対象製品を購入することができるよう、補助対象製品を取り扱うメーカー及び対象製品を事前に軽減税率対策補助金事務局に登録していただくこととしております。このため、本事業の補助対象を取り扱うメーカーおよび対象製品の登録を受付けます。

## ■登録するメーカーの役割

登録を希望されるメーカーについては以下の点について、留意の上、メーカー及び型番登録申請を行っていただきます。

- ・ 中小企業者の補助金申請に係る事務負担軽減に努めること
- ・ 軽減税率制度に必要な対応を促すこと
- ・ お客様のサポート体制を構築すること
- ・ 対象製品証明書の発行を行うこと

## ■登録が必要となる製品の範囲

複数税率対応のレジ（※POS機能を有さないレジに限る。）を導入する場合において、以下 i）、ii）の機能を有するレジが補助金交付対象となります。

（注）POS 機能を有するレジは、「POS レジシステム（A-4 型）」をご参照ください。

- i) 売上げの区分経理に資する機能を持つもの
- ii) 区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等の発行機能を持つもの

## ■登録申請の方法

- ① 事務局ホームページより、「指定メーカー登録申請書」および「代理申請協力店リスト」、「対象製品型番登録リスト」をダウンロード。
- ② 必要事項を記入の上、提出書類一式を揃え、軽減税率対策補助金事務局に書類を送付。  
なお、提出書類のうち、「指定メーカー登録申請書」、「代理申請協力店リスト」、「対象製品型番登録リスト」については別途、事務局受付メールアドレスに送付。
- ③ 事務局で審査の後、登録が完了した旨を、メーカーへ連絡。
- ④ 事務局ホームページ等で補助金の対象となる対象製品型番の公表  
※登録申請は随時受付を行っています。審査終了後、ご提出いただいたメーカーごとに事務局ホームページ等で公表します。

## ■提出書類

対象製品の登録を希望されるメーカーは、初回の対象製品型番登録時に、以下の資料を提出して下さい。

		書類名	様式番号	入手方法	摘要	備考
指定メーカーの登録	1	指定メーカー登録申請書	様式A1	ダウンロード (Excel)	初回のみ提出	
	2	会社案内	—	自社作成	初回のみ提出	パンフレット等
	3	(法人の場合) 法人の登記事項証明書の写し	—	—	初回のみ提出	(個人事業主の場合) 開業届の写し
	4	代理申請協力店リスト	様式A3	ダウンロード (Excel)	初回及び追加申請時に提出	ホームページ上で公表
追加登録の申請	5	対象製品型番登録リスト	様式A2	ダウンロード (Excel)	初回及び追加登録時に提出	
	6	対象製品カタログ又はWEBカタログの出力	—	自社作成	初回及び追加登録時に提出	当該製品のカタログ等
	7	レシートサンプル (型番ごと)	—	自社作成	初回及び追加登録時に提出	複数税率対応していることがわかるもの
	8	精算レポートサンプル (型番ごと)	—	自社作成	初回及び追加登録時に提出	税率ごとに日次ベース等で売上高の合計が計算された出力見本
	9	対象製品証明書各社フォーマット (レジ・導入型)	—	自社作成	初回のみ提出	事務局が例示した対象製品証明書を参考に作成してください

なお、今後、対象製品の追加登録を行う場合には、「製品型番登録に係る書類(上記表の5～8)」のみ提出をお願い致します。なお、代理申請協力店となって頂ける販売店等がある場合は、「指定メーカーに係る書類」のうち、4「代理申請協力店リスト」も併せて提出をお願い致します。

## ■提出先

上記提出書類については、以下のあて先にお送り下さい。

### 【提出先】

〒104-8689

晴海郵便局 京橋分室留

軽減税率対策補助金事務局 レジ・導入型 宛

送付に際しては、追跡可能な配送方法をお勧めいたします。

「指定メーカー登録申請書」、「対象製品型番登録リスト」および「代理申請協力店リスト」は、メールでの送付と出力の両方の送付をお願いします。

事務局受付メールアドレス： [regi@kzt-hojo.jp](mailto:regi@kzt-hojo.jp)

※メールの件名は「軽減税率対策補助金対象製品型番登録/〇〇〇〇株式会社」として下さい。

## ■対象製品を登録するメーカーに求められる対応

対象製品を登録し、出荷するメーカーには以下の対応が求められます。

### ●所定様式の「対象製品証明書」の発行

- ・複数税率対応レジとして自社が出荷する製品に対して、発行をお願いいたします。
- ・既に出荷されている対象製品について、販売店・申請者等から対象製品証明書の発行要請を受けた場合には、対象製品である旨の確認を行った上で、「対象製品証明書」の発行をお願いいたします。

### ●所定様式の「対象製品証明書」の管理

- ・複数税率対応レジ以外の製品には「対象製品証明書」の発行はしないこと
- ・同一の製品に製品型番・シリアル番号が異なる複数の「対象製品証明書」の発行はしないこと
- ・対象製品型番は、個々の製品を識別するために付与する番号であり、重複することのないユニークな番号とすること  
※ユニークな番号であれば製造番号でなく、通し番号でも問題ありません。
- ・申請者より「対象製品証明書」の再発行依頼があった場合は、ご対応をお願いいたします。

### ●自社が出荷する対象製品により、自ら補助金の交付申請を行わないこと

- ・本事業の対象となるメーカーは、自社の対象製品で自ら補助金の交付申請を行うことはできません。

●各社におけるカタログ・ホームページ・チラシ等での広報

・本事業の対象製品として登録された製品について、各社のホームページ・チラシ・広告等での対象製品の広報は任意とします。ただし、登録されたことをもって、以下の「NG例」にあげられるような誤解をあたえる表現を用いることは認められません。

「OK例」 “軽減税率対策補助金 対象製品”

「NG例」 “中小企業庁 認定製品” “中小企業庁 推奨製品”

■指定メーカーの指定取り消し

事務局は、指定メーカーが以下の事項に該当すると判断した場合、指定メーカーとしての指定を取り消し併せて社名の公表をすることができます。

- (1) 本公募要領で規定する指定メーカーに求められる役割・対応を欠く、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 公募要領等の各種規定に違反する、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) その他事業の遂行に不適当な行為があると認められる場合

(事業の遂行に不適当な行為の例)

軽減税率対象商品を販売していない中小企業者に対し、補助金の対象製品（レジ・POS等）を購入させる目的で軽減税率対象商品を販売する事業を行うよう持ちかけ、補助金の対象製品を販売すること。

■登録申請期間

随時登録申請を受付けています。なお、受付から登録まで2週間ほど時間を要しますので、予めご理解いただきますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》

軽減税率対策補助金事務局コールセンター

(受付時間：平日9時～17時/通話料有料)

0570(053)555 (IP電話等からの番号 03(6627)1316)

※詳細については「指定メーカー対象製品型番登録マニュアル」をご確認ください。